

特別回報

外航組合員各位

電子商取引（ペーパーレス トレーディング）システム—Enigio

本特別回報は、国際 P&I グループ（IG）が Enigio の提供する trace:original システムを承認したことをお知らせするものです。

2024 年 4 月 2 日付特別回報[第 24-001 号](#)でご案内したとおり、IG 加盟クラブは 2010 年 2 月まで、電子商取引システムの使用から生じた貨物の運送に関する責任について、紙の船荷証券を使用していれば生じなかったものについては、てん補の対象から除外としていました。

2010 年 2 月 20 日以降、このような電子商取引システムの下での貨物運送に関して発生した損害は、IG が承認したシステムに限り、てん補の対象としています。これまでに、IG は Bolero International Ltd.、E-Title Authority Pte Ltd、Global Share S.A.、WAVE、ICE Digital Trade Management Limited、Cargo X、IQAX Limited、Secro Inc.、TradeGo PTE. LTD.、eTEU Technologies Ltd および BRITC ETRADE SOLUTION Co., Ltd が管理する電子商取引システムを承認していますが、今般新たに Enigio AB (trace:original™) が承認されました。

Enigio の trace:original™は、電子船荷証券を含む電子文書原本の作成と転送を可能にします。trace:original™は特許取得済みの暗号化保証ソリューションであり、ハイブリッド分散型ブロックチェーン台帳によって一元管理されています。この技術の詳細は、同社の[ウェブサイト](#)にてご覧いただけます。trace:original™は、スウェーデンの Enigio AB が所有しています。

Enigio の trace:original™の使用や運用に関する法的文書は、Enigio Standard Terms and Conditions, version 20240304 v 01（以下「利用規約」）です。この文書は、IG により確認のうえ、承認されています。

利用規約に従い、Enigio の利用者は「電子船荷証券の当事者が、当該電子船荷証券が英国・ウェールズ法または MLETR¹に沿ったその他の準拠法に準拠することに同意すること」を保証します。保険カバーを確実なものにするため、組合員はこの規定を遵守することが重要です。

貨物の運送に関するその他のてん補除外規定は、承認された全ての電子商取引システムに対して、紙の船荷証券と同様に適用されます。たとえば、運送契約に定められた港または場所以外での貨物の荷揚げ、後日付または先日付の電子文書／記録の発行／作成、譲渡可能な電子文書／記録の提示を受けない積荷の引き渡し、承認された電子商取引システムの場合は、当該システムの規則に従わない積荷の引き渡しによって生じた責任は、てん補から除外されます。

¹ UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）が採択した転送可能な電子記録に関するモデル法

上述の電子商取引システムを使用している組合員は、システム使用における法的または実務的な利点や問題点がありましたら、当組合までご連絡ください。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回章を発行しています。

以上